

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺は、個人においても社会においても「生きることの促進要因（自殺を防ぐ要因）」より「生きることの阻害要因（自殺につながりやすい要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなります。

このため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らすとともに、「生きることの促進要因」を増やす包括的な取組が必要となります（図 15、表 12）。

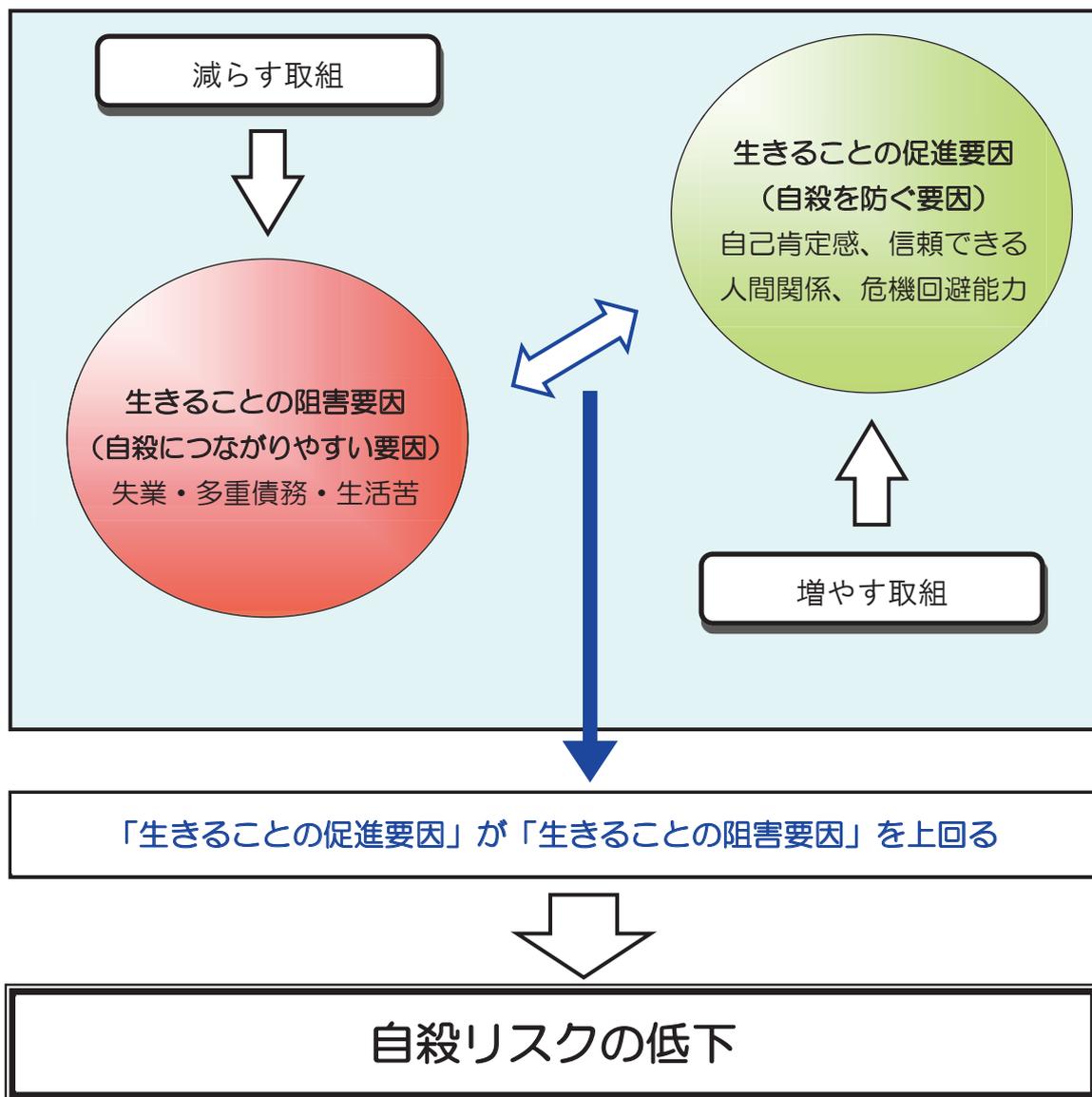


図 15 自殺対策への包括的な取組

表 12 生きることへの促進要因を増やす取組

取 組	内 容	担当課	関係機関等
ゲートキーパー養成講座の受講の推奨 【再掲】 P21	○早期発見のサインに気づくことができるよう、また全庁的な取組意識を高めるため、市職員を対象に、総務課・健康増進課が開催するゲートキーパー養成講座への受講を推奨していきます。	全課	—
相談体制の充実	○生活上の困り事を察知し、庁内関係課及び関係機関等と連携を図りながら相談対応と問題解決に当たるよう相談体制の充実に努めます。	全課	—
新規採用職員研修	○新規職員を対象に基礎的な研修の際に、自殺予防について正しく理解できるよう、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。	総務課	該当課
産業カウンセラー相談事業	○市職員を対象に産業カウンセラーによる相談を実施し、悩みや不安の軽減を図ります。		—
職員ストレスチェック	○うつ等の早期発見に努め、個別支援につなげるため、市職員を対象にストレスチェックを実施し、結果配布時に自殺予防のリーフレット等を配布します。		
メンタルヘルス研修	○愛媛県主催の研修に市職員を派遣し、生きるための包括的な支援を行う人材育成を進めます。		
民生児童委員との連携	○民生児童委員と連携し、悩みを抱えている人の早期発見と支援に努めます。		福祉課
障がい者虐待対応業務	○虐待への対応を糸口に、当事者や家族の支援を行うことで、背後にある様々な問題を察知し、関係機関等と連携を図りながら、適切な支援先につなぎます。	福祉課	—
子ども総合センター事業	○妊娠期、新生児期から支援が必要な家庭を把握し、関係機関等と連携を図りながら、18歳までの子どもとその保護者に対し、切れ目のない相談、支援の充実に努め、自殺リスクの低下に努めます。	子育て支援課	—

取 組	内 容	担当課	関係機関等
児童虐待対応業務	○虐待への対応を糸口に、児童や保護者の支援を行うことで、背後にある様々な問題を察知し、要保護児童対策地域協議会と連携を図り、適切な支援につなぎます。	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会
子育て支援センター事業	○孤立を防ぐため、保護者同士が交流、情報交換できる環境を充実し、育児不安の軽減、解消に努めます。また、関係機関等と連携し、支援が必要な保護者を発見し、早期対応をします。		—
配偶者暴力（DV）等対策事業	○配偶者などからの暴力の相談に応じ、背後にある様々な問題を察知し、関係機関等と連携し、安全の確保を図り、適切な支援先につなぎます。		—
ひとり親家庭等の生活支援（児童扶養手当等）	○ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるため、生きる支援に関する情報提供を継続して進めます。また相談窓口一覧の情報を必要に応じて配布し、困り事に応じて関係機関等と連携を図りながら相談対応と問題解決に当たります。		—
地域包括支援センター運営事業	○地域包括支援センターが中核となり、高齢者が抱える問題や生活困窮など自殺リスクの高い方の情報等を把握し、各種福祉サービス及び支援が必要な関係機関との調整や共有、連携を図ります。	長寿介護課	地域包括支援センター
地域包括支援センター運営協議会	○高齢者が抱える問題や生活困窮など自殺リスクの高い方の情報等を把握し、協議会等で共有していくとともに、地域包括支援センターが適切に運営されるよう調整を行い、市民生活の向上に努めます。		
介護予防・生活支援サービス事業	○要支援者などに対し、介護予防を目的として、日常生活上の支援及び機能訓練や閉じこもり予防、自立支援に資するサービスを提供する際に、自殺対策の啓発を行い、要支援者等の早期発見に努め、個別の支援につなぎます。		

取 組	内 容	担当課	関係機関等
認知症予防事業	○認知症についての正しい知識の普及、啓発のため、認知症フォーラムや認知症セミナーを開催し、その参加者に自殺対策の啓発を行い、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなぎます。	長寿介護課	地域包括支援センター
認知症初期集中支援推進事業	○在宅で生活する 40 歳以上の認知症が疑われる方や認知症の方で、医療・介護サービスを受けていない方等に対し、自殺予防の視点をもって、本人や家族を訪問し、病院受診や介護サービス利用、家族へのサポートなど初期の支援を集中的に行います。		
認知症サポーター養成講座	○認知症サポーター養成講座の開催に合わせ、自殺対策の啓発を行い、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなぎます。		
成年後見制度利用支援事業	○認知症、知的障がい又は精神障がいのため、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があり、かつ身寄りがない者への相談の際に、背後にある様々な問題を察知し、関係機関等と連携を図りながら成年後見制度利用に向け、支援を行います。	長寿介護課 福祉課	社会福祉協議会
介護保険料納付相談	○介護保険料の納付に関する相談を糸口に、背後にある様々な問題を察知し、適切な支援先につなぎます。	長寿介護課	-
特定入所者介護サービス費 (介護保険負担限度)	○低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により住居費、食費の利用者負担の軽減を図りながら、その背後にある様々な問題を察知し、必要に応じて適切な支援先につなぎます。		
母子健康包括支援センター運営事業	○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談、支援を充実します。様々な困り事に応じて、関係機関等と連携を図りながら相談対応と問題解決に当たり、安心して出産、子育てできる環境の整備に努めます。	健康増進課（母子健康包括支援センター）	-

取 組	内 容	担当課	関係機関等
産前・産後サービス事業	○様々な困り事に応じて、関係機関等と連携を図りながら、子育て支援ヘルパー派遣事業、産後ケア事業の充実を図り、安心して出産、子育てできる環境の整備に努めます。	健康増進課 (母子健康包括支援センター)	-
【新規】産後うつ等のスクリーニング	○妊産婦を対象に産後うつ等のスクリーニングを実施し、産後うつや不安の強い妊産婦の早期発見、早期治療に努め、個別の支援につなぎます。		
妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問	○妊産婦及び概ね生後 4 か月までの乳児に、家庭訪問、又は電話等を行い、妊産婦や子どもの健康や生活状況等を確認し、早期に支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援につなぎます。	健康増進課 子育て支援課	-
精神障がい者家族懇談会	○家族が抱える悩みの分かち合いや精神疾患と障がいの理解促進のため、松前町と合同で精神障がい者家族懇談会を実施し、家族の悩みの軽減に努めます。	健康増進課	各家族会 松前町 中予保健所
デイケア事業 (精神障がい者社会復帰促進対策事業)	○外出して人と接することや日常生活の訓練を通して社会参加していくため、松前町と合同でデイケア事業を実施し、社会生活上のストレスと上手に付き合いながら生活できるよう支援を行います。		松前町
精神障がい者地域交流事業への支援	○精神障がい者やその家族が孤独になったり孤立することがないように、居場所や他者とのつながり合う機会として、中予保健所、県精神保健福祉協会中予支部主催の中予管内2市3町(伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町)の地域交流事業を支援します。		中予保健所 1市3町
こころの体温計	○市民がインターネットを活用した心の健康度チェック事業「こころの体温計」を活用して、うつ状態等の可能性があるかの心身の自己管理ができるよう、事業利用を啓発します。		-

取 組	内 容	担当課	関係機関等
こころの健康相談	○こころの悩みを抱えた市民に対し、精神保健福祉士や精神科医師の専門家による相談の機会を提供し、不安の軽減を図り、適切な支援先につなぎます。	健康増進課	—
健康相談	○生活習慣病、がんといった健康問題の背景にうつ病等の精神疾患が隠れている場合があることを踏まえて、保健師、栄養士、歯科衛生士等による健康相談を実施し、不安の軽減を図り、適切な支援先につなぎます。		—
【新規】 自殺未遂者への支援	○中予保健所と協力し、中予地域自殺未遂者相談支援事業と連携した対策を推進します。 ○自殺未遂者に対して救急医療機関や警察、消防等との連携が強化できるよう、愛媛県中予地域自殺対策検討連絡会等を通じて、本人や家族等に適切な医療、相談支援体制を検討します。		中予保健所 医療機関 伊予警察署 伊予消防署
【新規】 自死遺族等への支援	○自死により身近な人を失った経験をされた遺族に対して、早期に県と協力し、自死遺族の会等の周知に努めるとともに、個別の支援を行います。		中予保健所 NPO法人松山 自殺防止センター等
食生活改善推進員の活動支援	○食生活改善の支援を通じて、自殺対策の啓発を行い、要支援者等の早期発見に努め、個別の支援につなぎます。		食生活改善推進協議会
ストレスチェック業務	○50人以上の教職員がいる学校の教職員を対象にストレスチェックを実施し、早期発見、早期治療に努めます。		学校教育課
スクールカウンセラー等の巡回	○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回教育相談員を派遣し、児童生徒の見守りや相談体制の充実を図ります。	各学校	

取 組	内 容	担当課	関係機関等
いじめ対策	○いじめの兆候をいち早く察知し、迅速な対応を行うことで、児童生徒が安心して通学できる環境を整えます。 ○インターネット上のいじめに対応するため、情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、いじめに対処する体制整備に努めます。	学校教育課	各学校
適応指導教室事業の推進	○不登校児童生徒が抱える様々な問題を察知し、関係機関等と連携を図りながら自立と学校生活の復帰を支援します。	学校教育課 子育て支援課	—
差別のない明るい社会の推進	○関係機関等における自発的活動としての研修会で「いのち支える自殺対策」をテーマとした研修を実施するよう働きかけます。	学校教育課 社会教育課	—

本市では、生きることへの促進要因の取組を着実に推進していくこととし、より実効性のある取組となるよう次の目標を設定します（表 13）。

表 13 生きることへの促進要因の取組にかかる目標

指 標	目 標	目標設定の考え方
うつ等のスクリーニングの実施	妊娠期：1人1回 出産後：1人1回	【新規】 産後うつ等の早期発見と治療につなげるために、妊娠期と出産後にスクリーニングを1回実施する。
認知症サポーター養成講座参加者へのチラシ配布	配布率：100%	【新規】 新たな認知症サポーターへの啓発と周知に努めるために、参加者全員にチラシを配布する。
妊産婦訪問又は電話、乳児家庭全戸訪問の割合	妊産婦訪問又は電話：100% 乳児訪問：100%	【継続】2017年度実績 妊産婦訪問又は電話100% 乳児訪問99.2% 妊産婦訪問や乳児訪問等を100%実施することで、妊産婦や乳児等の心身の状態を確認すると共に、早期発見と適切な対応を図る。

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦とした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、2016年4月の自殺対策基本法の改正では、学校におけるSOSの出し方教育の推進が盛り込まれました。

児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけではなく、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのかといった具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進し、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます（表14）。

表14 児童生徒のSOSの出し方に関する取組

取 組	内 容	担当課	関係機関等
SOSの出し方に関する教育の実施	○道徳、学級活動などにおいて、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的な教育を行います。 ○学校の長期休業明けに、児童生徒の自殺が急増する傾向があることを踏まえ、保護者、関係機関等と連携しながら相談窓口の周知を図り、早期発見・見守り等に取り組みます。	学校教育課	各学校
スクールカウンセラー等の巡回【再掲】P31	○各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回教育相談員の派遣を行い、児童生徒の見守りや相談体制の充実を図ります。		
いじめ対策【再掲】P32	○いじめの兆候をいち早く察知し、迅速な対応を行うことで、児童生徒が安心して通学できる環境を整えます。 ○インターネット上のいじめに対応するため、情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、いじめに対処する体制を整備します。		
適応指導教室事業の推進【再掲】P32	○不登校児童生徒の背景にある様々な問題を察知し、関係機関等と連携を図りながら自立と学校生活の復帰を支援します。		

本市では、児童生徒のＳＯＳの出し方に関する取組を着実に推進していくこととし、より実効性のある取組となるよう次の目標を設定します（表 15）。

表 15 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する取組にかかる目標

指 標	目 標	目標設定の考え方
小中学校で実施するアンケートのうち「家の人（兄弟姉妹を除く）と学校での出来事について話をする」と答えた割合	現状より増加	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙結果より ・ 2018 年現状値 小学生 84.5% 中学生 77.2% 家庭のなかで、学校での出来事の会話を通して、子どものＳＯＳに早期に気づき、子どもが悩み事を一人で抱え込むことがない環境づくりに努める。

コラム 子どもの相談事業

子どもの人権ＳＯＳ

- 通話無料 子どもの人権 110 番 0120-007-110
- 相談時間：月曜日～金曜日（8:30～17:15）
- ※ 土曜日、日曜日、祝日、平日の時間外は留守番電話です。

いよしこどもほっとライン

- （伊予市青少年センター子どもの悩み相談専用電話）
- 電話番号 089-982-2602
 - 電話受付日時：月・水曜日（8:30～17:00）／金曜日（8:30～12:00）

コラム こころの体温計で心の健康度チェック

最近、眠れない・・・いつもイライラする・・・
そんな心のストレス度や落ち込み度を携帯電話やパソコンを使って簡単にチェックすることができます。

※ 利用料は無料ですが、通信料は自己負担になります。

アドレス⇒<https://fishbowlindex.jp/iyo/>



4 2つの重点施策

国の地域自殺実態プロファイルにおいて、重点課題は、各都道府県及び市町村の自殺の特徴から設定されたもので、本市は、表4「伊予市の自殺の特徴」(P9)の分析結果から、自殺者数の上位3区分という社会的な背景を重視した「高齢者」と、「背景にある主な自殺の危機経路」で生活苦の課題が大きいと考えられる「生活困窮者」の2つを設定し、優先的に推進していきます(P6~8 性別・年齢階層別・職業別の特徴参照)。

(1) 高齢者への自殺対策の推進

本市では、2012年から2016年の合算(5年間、40人)の割合をみると、60歳以上の方が57.5%となり、半数以上を占めています。

高齢者は、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、心身的に孤立や孤独に陥りやすいことから、包括的支援体制の構築や地域包括ケアシステムなどの施策と連動した事業の展開を図る必要があります(表16)。

表16 高齢者への自殺対策の取組

取組	内容	担当課	関係機関等
包括的な相談支援体制の充実	○伊予市包括的支援体制構築事業において高齢者に対する支援体制の充実を図り、関係機関等との連携により、自殺のリスクを抱えた人の生きることへの包括的支援を実施します。	長寿介護課	地域包括支援センター
高齢者虐待対応業務	○虐待への対応を糸口に、背後にある様々な問題を察知し、緊密な連携を図りながら安全の確保を図り、適切な支援先につなぎます。		
地域包括支援センター運営事業【再掲】P28	○地域包括支援センターが中核となり、高齢者が抱える問題や生活困窮など自殺リスクの高い方の情報等を把握し、各種福祉サービスの利用や必要な関係機関との調整や共有を図ります。		
地域包括支援センター運営協議会【再掲】P28	○高齢者が抱える問題や生活困窮など自殺リスクの高い方の情報等を把握し、協議会等で共有するとともに、地域包括支援センターが適切に運営されるように調整を行い、市民生活の向上に努めます。		

取 組	内 容	担当課	関係機関等
介護予防・生活支援サービス事業 【再掲】 P28	○介護予防を目的として、日常生活上の支援及び機能訓練や閉じこもり予防、自立支援に資するサービスを提供する際に、自殺対策の啓発を行い、支援が必要な要支援者等の早期発見に努め、個別の支援につながります。	長寿介護課	地域包括支援センター
緊急通報体制整備事業	○ひとり暮らし高齢者などに緊急通報装置を貸与し、緊急連絡の手段の確保を図るとともに孤独感の解消を図ります。		—
老人クラブ活動育成事業	○老人クラブ活動の参加者に対し、自殺対策の啓発を行い、支援が必要な高齢者の早期発見に努め、個別の支援につながります。		
高齢者配食サービス	○高齢者配食サービスを通じてひとり暮らし高齢者等に声かけを行い、安否確認をしつつ、孤独・孤立の防止を図ります。		
成年後見制度利用支援事業 【再掲】 P29	○認知症、知的障がい又は精神障がいのため、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があり、かつ身寄りがいない者への相談の際に、背後にある様々な問題を察知し、関係機関等と連携を図りながら成年後見制度利用に向け、支援を行います。		
介護保険料納付相談 【再掲】 P29	○介護保険料の納付に関する相談を糸口に、背後にある様々な問題を察知し、適切な支援先につながります。		
特定入所者介護サービス費（介護保険負担限度） 【再掲】 P29	○低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により住居費、食費の利用者負担の軽減を図りながら、その背後にある様々な問題を察知し、適切な支援先につながります。		
シルバー人材センター事業	○就労による社会参加を促すことで、経済面及び精神面での向上を目指すとともに、高齢者の社会的喪失感や孤独感の解消を図ります。		シルバー人材センター

取 組	内 容	担当課	関係機関等
一般介護予防事業	○高齢者に対し、必要な知識を習得してもらうため介護予防教室を開催し、その参加者に自殺対策の啓発を行い、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなぎます。	長寿介護課	地域包括支援センター等
高齢者見守り員事業	○高齢者見守り員が定期的に訪問し、安否確認を行うことにより、孤独感の解消を図ります。		社会福祉協議会
栄養改善事業	○高齢者の食生活改善と地域の食育推進の輪を広げるため、食生活改善推進協議会の協力のもと、各地域で栄養改善の伝達講習会を開催し、その受講者に自殺対策の啓発を行い、うつ状態の可能性のある人の早期発見に努め、個別の支援につなぎます。	健康増進課	食生活改善推進協議会

本市では、高齢者の自殺対策を着実に推進していくこととし、より実効性のある取組となるよう次の目標を設定します（表 17）。

表 17 高齢者への自殺対策の取組にかかる目標

指 標	目 標	目標設定の考え方
介護保険料納付相談件数	年 30 件	・ 2017 年度実績 25 件 介護保険納付方法等の相談時において、一人で悩み事を抱えている高齢者の早期発見に努め、適切な相談対応につなげる。
老人クラブ活動における啓発	年 4 回	【新規】 老人クラブの総会や活動の場において、チラシの配布等を実施し、高齢者への啓発と周知に努める。



(2) 生活困窮者支援と自殺対策の連動

生活困窮者は、経済的な課題だけでなく、人間関係や心身の健康問題等多様な問題を複合的に抱えていることが多いため、各関係機関の連携を必要とします。

本市では、生活支援は自殺対策であるという観点を持ち、自立支援に携わる担当課や関係機関等が連携し、包括的な支援に取り組んでいきます（表 18）。

表 18 生活困窮者への支援と自殺対策の取組

取 組	内 容	担当課	関係機関等
包括的な相談支援体制の充実	○伊予市包括的支援体制構築事業において、生活困窮者等に対する支援体制の充実に図り、関係機関等との連携により、自殺のリスクを抱えた人への生きることへの包括的な支援を実施します。	福祉課 市民課 子育て支援課 長寿介護課 健康増進課	社会福祉協議会
生活困窮者自立支援事業	○社会福祉協議会に委託し、自立相談支援事業を実施しています。心身の状況、地域社会からの孤立といった様々な問題を察知し、生活困窮の状況に応じた支援が包括的・早期的に行われるよう、関係機関等と連携し、情報の共有化を図ります。		社会福祉協議会
生活保護業務	○生活に困窮する人に対し、背景にある様々な問題を察知し、関係機関等と連携を図りながらその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともにその自立を助長します。 ○受給世帯の課題を的確に把握し、必要に応じて適切な支援先につなぎます。	福祉課	—
こころの健康相談 【再掲】 P31	○こころの悩みを抱えた市民に対し、精神保健福祉士や精神科医師の専門家による相談の機会を提供し、不安の軽減を図り、適切な支援先につなぎます。	健康増進課	—

取組	内容	担当課	関係機関等
無料相談等	○消費生活上のトラブルや生活困窮などの悩みを抱えた市民に対し、専門家への相談機会の提供や無料相談先情報の周知に努めることで、不安の軽減を図り、適切な支援先につながります。	経済雇用戦略課 市民課	愛媛県消費生活センター 社会福祉協議会
各種納付相談	○各種税金や保険料の支払等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある等、その背景にある様々な問題を察知するとともに「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、関係機関等と連携を図りながら支援を行います。	税務課 市民課 福祉課 子育て支援課 長寿介護課 都市住宅課 水道課	

本市では、生活困窮者の自殺対策を着実に推進していくこととし、より実効性のある取組となるよう次の目標を設定します（表 19）。

表 19 生活困窮者への自殺対策の取組にかかる目標

指 標	目 標	目標設定の考え方
生活困窮者自立支援事業新規相談件数	年 40 件以上	・ 2017 年度実績 37 件 生活困窮者への自立支援を促進するため、相談事業を継続して実施する。
こころの健康相談件数	現状より増加	・ 2017 年度実績 12 回 35 件 専門家による相談を通して、不安の軽減を図り、適切な支援先につなげる。



5 生きる支援関連施策

自殺対策とは「生きることへの包括的な支援」であるとの視点から、既存事業を最大限に生かし、計画に盛り込むべく、庁内の事業を「生きる支援」に関連又は関連し得るかどうか、どうすれば自殺対策と連携し得るのかを考え、広く把握していくことが重要です。これらの事業については、市の基本施策 5 項目及び重点施策 2 項目に基づいて庁内の関連事業を分類し位置付けています。

また、推進に当たっては、全庁横断的な体制を整えるとともに、市民や地域ネットワークの参加を得ることが重要であることから、本市では関係機関等の取組を「生きる支援関連施策」として計画に盛り込み、それぞれの活動内容の特性に応じて自殺予防対策に関する業務・役割を遂行するとともに、相互連携を図り、地域をあげて自殺対策に取り組みます（表 20）。

表 20 生きる支援関連施策一覧

共通の取組	内 容
チラシの配布等	○自殺予防対策の周知や啓発を図るため、相談窓口一覧のチラシ（P52）等を配布します。
関係機関等	取組の内容
伊予医師会 伊予歯科医師会	○かかりつけ医受診時に、精神的な症状等があった場合、適切な医療や相談機関につなぐよう取り組みます。
愛媛県司法書士会	○多重債務等の問題に必要なに応じて、関係機関等と連携を図りながら、法律の専門家として相談対応と問題解決に当たります。
心と体の健康センター	○心の健康についての専門的な相談、アルコール、薬物、ギャンブル依存に関する相談、ひきこもり相談、思春期相談など、精神保健福祉全般にわたる相談に対応します。
中予保健所	○こころの健康、保健、医療、福祉に関する相談や訪問、自殺未遂者相談支援事業等を通じて関係機関等と連携を強化し、支援体制の構築を図ります。
伊予警察署	○様々な困りごとに応じて、関係機関等と連携を図りながら、相談対応と問題解決に当たります。
伊予消防署	○救急現場や講習会、イベント等において、自殺対策リーフレットを配布し普及啓発に取り組みます。

関係機関等	取組の内容
小・中学校、高等学校	○児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけではなく、命や暮らしの危機に直面したときに助けを求める力を学ぶ教育（SOS の出し方に関する教育）を推進し、学校で直面する問題や社会人として直面する問題に対処する力、ライフスキルを身につけることができるよう取り組みます。
愛媛産業保健総合支援センター	○過労自殺や精神障がい等による労災補償の増加など労働者を取り巻く職場環境は依然として厳しいものがあり、地域保健とも協力し、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
伊予商工会議所 双海中山商工会	○経営上の様々な相談の際に、悩みを抱えた勤労者の心身の変調に早く気づき、またその問題状況に対し、適切な相談窓口につなぐよう取り組みます。
民生児童委員 高齢者見守り員	○地域の悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守るゲートキーパーとして、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して孤立や孤独を防ぎ、生きる支援に取り組みます。
老人クラブ連合会	○老人クラブ活動に参加することで孤独感の解消や仲間づくりができ、健康で生きがいのある生活を目指します。
健康づくりの会 食生活改善推進協議会	○健康寿命の延伸を目指すため、健康の保持・増進に関する正しい知識を身につけ、地域でその輪を広げる活動を通じて、悩みを抱えた人の心身の変調にいち早く気づくことができるよう、住民同士で支え合いと見守りができる地域力を推進します。
精神保健ボランティアグループ	○心の病について理解を深め、精神障がい者の社会参加や住民の心の健康づくりに取り組み、そのボランティア活動の輪を拡げながら地域に心の交流を深めます。
社会福祉協議会 生活相談支援センター 相談支援事業所	○関係機関等との連携のもと、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上の様々な問題に早期に気づき、地域福祉の問題の解決を図り、地域に暮らす誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくりを目指します。
地域包括支援センター	○高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として、高齢者が抱える問題や生活困窮など自殺リスクの高い方の情報等を把握し、関係機関等との連携を図りながら、各種福祉サービス等の調整を図ります。
市民	○市民一人ひとりが自殺対策に関心を持ち、理解を深めることが必要です。身近な人が悩んでいる場合に、早めに「気づき」、「声をかけ」、「話をよく聴き」、「必要な相談先に寄り添いながらつなぐ」ことが大切です。

第4章 自殺対策推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない伊予市の実現」を目指すためには、ひとりでも多くの市民に自殺対策への関心を持ってもらい、行動に移してもらうことが重要であることから、本計画の周知に努めます。

また、市機関として全庁横断的な体制のもとで自殺対策を総合的に推進するとともに、関係機関等との連携による各分野における取組の推進に努めます（図16）。

1 計画の周知

本市では、市ホームページなどを活用し、本計画の市民への周知を図ります。

2 推進体制

自殺対策を推進するため、2019年度以降は、庁内に「伊予市自殺対策計画推進委員会（仮称）」を設置して、市における総合的な対策を推進します。

また、関係機関等で構成する「伊予市自殺対策計画推進協議会（仮称）」を設置し、連携の強化や各分野で有する課題の協議、本計画の進捗状況の検証、評価を行います。



図16 推進体制イメージ

第5章 資料編

1 自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第 15 条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第 16 条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第 17 条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第 18 条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第 20 条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第 21 条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第 22 条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第 23 条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第 24 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第 6 条 この法律の施行の際現に第 27 条の規定による改正前の自殺対策基本法第 20 条第 1 項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第 27 条の規定による改正後の自殺対策基本法第 20 条第 1 項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第 7 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日法律第 11 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 伊予市自殺対策計画策定審議会条例（平成30年伊予市条例第1号）

（設置）

第1条 本市における自殺対策計画の策定等に関し、必要な調査及び審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊予市自殺対策計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づく自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 計画の見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市長が認めた団体の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) 行政に携わる者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3 伊予市自殺対策計画策定審議会委員名簿

	氏 名	所 属
会 長	中 本 英 樹	愛媛産業保健総合支援センター
副会長	中 平 洋 子	愛媛県立医療技術大学
委 員	小 西 省 三	伊予医師会 伊予市支部
〃	田 中 浩	伊予市社会福祉協議会
〃	川 口 和 男	伊予商工会議所
〃	吉 田 久	公募委員
〃	東 山 久 子	公募委員
〃	三 木 優 子	愛媛県中予保健所
〃	佃 和 泰	伊予警察署
〃	篠 崎 邦 裕	伊予市小中学校校長会

4 伊予市自殺対策計画策定連絡会設置要綱（平成30年伊予市訓令第20号）

（設置）

第1条 本市における自殺対策計画の策定に当たり、当該計画と現行事業を総合的かつ一体的に推進するための調査及び研究等を行うため、庁内組織として伊予市自殺対策計画策定連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づく自殺対策計画（以下「計画」という。）の作成に関する調査及び研究に関すること。
- (2) その他計画の作成に関すること。

（組織）

第3条 連絡会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 連絡会に、会長及び副会長各1人を置き、会長は総務部長、副会長は市民福祉部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 連絡会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員は、会議を欠席する場合には、あらかじめ会長の承認を得て、代理の者を出席させることができる。

（意見の聴取等）

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第8条 連絡会の庶務は、健康増進課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成30年7月5日から施行する。

5 伊予市自殺対策計画策定連絡会委員名簿

	氏 名	所 属
会 長	坪 内 圭 也	総務部
副会長	武 智 茂 記	市民福祉部
委 員	河 合 浩 二	総務部総務課
〃	新 田 亮 仙	総務部危機管理課
〃	藤 本 直 紀	総務部税務課
〃	長 尾 雅 典	特命プロジェクト推進部
〃	泉 一 人	市民福祉部福祉課
〃	下 岡 裕 基	市民福祉部子育て支援課
〃	土 居 和 博	市民福祉部子育て支援課（子ども総合センター）
〃	室 潤 子	市民福祉部長寿介護課
〃	渡 辺 悦 子	市民福祉部市民課
〃	大 西 昌 治	市民福祉部健康増進課
〃	木 曾 信 之	産業建設部
〃	三 谷 陽 紀	産業建設部都市住宅課
〃	大 谷 基 文	産業建設部経済雇用戦略課
〃	靄 岡 正 直	教育委員会事務局学校教育課
〃	山 岡 慎 司	教育委員会事務局社会教育課

6 相談窓口一覧

	相談窓口	電話番号	相談日時
こころ	伊予市保健センター	089-983-4052	月～金曜日 8:30～17:15 (面接相談は要予約) ※「こころの健康相談(精神保健福祉士、精神科医師)」 予約制・要問合せ
	中予保健所	089-909-8757	月～金曜日 8:30～17:15
	愛媛県心と体の健康センター	089-911-3880	(面接相談は要予約)
	こころのダイヤル (愛媛県心と体の健康センター)	089-917-5012	月・水・金曜日 9:00～12:00 13:00～15:00
	社会福祉法人 愛媛いのちの電話	089-958-1111 0120-783-556	1日～10日 12:00～翌朝6:00
			11日～月末 12:00～22:00
	特定非営利活動法人 松山自殺防止センター	089-913-9090	月・水・金曜日 20:00～23:00 《自死遺族のつどい》 毎月第1土曜日 13:30～16:00
特定非営利活動法人 こころ塾	089-931-0702	月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～12:00	
子ども・子育て・いじめ	伊予市子ども総合センター (虐待・子育て支援・不登校・ 問題行動等相談・DV)	089-989-6226	月～金曜日 8:30～17:00
	伊予市青少年センター 子どもの悩み相談専用電話	いよしこどもほっとライン 089-982-2602	月・水曜日 8:30～17:00 金曜日 8:30～12:00
	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間
福祉	福祉まるごと相談窓口	089-982-7330 (福祉課)	月～金曜日 8:30～17:00
	人権相談		※相談日時は毎月広報「いよし」に掲載
女性	愛媛県男女共同参画センター	089-926-1644	火～日曜日 8:30～16:30 (火～金曜日の電話相談は17:30まで)
職場	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 四国支部	089-945-8110 (予約専用)	月～金曜日 9:00～16:00
	愛媛産業保健総合支援センター	089-915-1911	月～金曜日 8:30～17:15
多重債務	伊予市消費者相談窓口 (経済雇用戦略課)	089-982-1289	月～金曜日 8:30～17:15
	法テラス愛媛	050-3383-5580	月～金曜日 9:00～17:00
介護	地域包括支援センター	089-909-6260	月～金曜日 8:30～17:15
	なかやま幸梅園	089-967-0300	月～金曜日 8:30～17:00
	双海タなぎ荘	089-986-0131	月～金曜日 8:30～17:30

※相談窓口は、原則、土日曜日、祝休日及び年末年始は休みです。

※予約が必要な場合もあります。

(2019年3月末現在)

ますます、いよし。

伊予市



伊予市自殺対策計画

2019年3月発行

伊予市市民福祉部健康増進課

〒799-3127 伊予市尾崎 伊予市尾崎3番地1

TEL:089-983-4052

FAX:089-983-5295